

年 月 日

当別町長 様

届出者 住 所
氏 名

入林届

この度、下記のとおり入林を届出します。なお、入林中に事故が発生しても当方の責任において措置し、貴町等には一切迷惑をかけませんので、入林する際は別紙の遵守事項を承諾します。

記

1 入林場所

2 入林期間 自 年 月 日
至 年 月 日

3 入林目的

4 使用機器等

5 担当責任者 氏名
TEL
Mail または FAX

町收受印



【別紙】

【入林に際しての遵守事項】

入林される際は、下記の事項について入林者全員へ周知し確実に遵守されるよう対応をお願いします。

記

一般的な事項について

- 入林は、自己責任が原則です。天候や現地の情報を確認し、十分な装備で入林してください。
- 町有林は一般の立ち入りを前提に管理を行っていませんので、入林者の安全を保障することはできません。
- 悪天候時には滑落、落石、倒木、崩壊等の危険性が高まるため、入林を控えてください。
- 町職員等が入林届の提示を求めることがありますので、入林の際には町収受押印のある入林届を携帯するとともに、町職員等の指示に従ってください。車両を使用して入林する場合には、入林届をダッシュボードなどの見える位置に置いてください。
- 立入制限の標示がある区域には、立ち入らないでください。
- 町有林内での火気の取り扱いには十分注意してください。たき火、タバコの投げ捨ては行わないでください。
- ごみは必ず持ち帰ってください。不法投棄には厳しい罰則が設けられています。
- 林道のゲート等は絶対に壊さないでください。（※器物損壊罪が適用される場合があります。）
- 動植物の保護にご協力ください。
- 立木の伐採、損傷及び土地の形質変更を行う場合、許可が必要です。無断でこれらの行為を行った場合には法により罰せられることがあります。
- 道路、立木、施設等に損傷を与えたときは、損害を賠償するか現状に復旧してください。
- 万が一、事故や災害に遭った場合には一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

車両により入林される方へ

林道は道幅が狭い上、見通しも悪く、落石や土砂崩れなど危険の恐れがありますので、次の事項を遵守し、通行願います。

- 林道の制限速度は30km/hです。スピードを落として安全運転をお願いします。
- カーブは徐行し、クラクションを鳴らすなど、出会いがしらの衝突に注意するとともに、昼間でもヘッドライトを点灯するなど、対向車に注意しながらの運転に努めてください。
- 林道上は駐車禁止です。駐車する必要がある場合は、他の車両通行を妨げないよう待避所・車回し場所等に駐車してください。